

2015年5月1日以降保険始期用

天災危険補償特約付

所得補償保険

もしもの病気やケガから あなたと家族を守る





リビングにひびく家族の笑い声〜やっぱり暮らしの原動力は家族みんなの笑顔です。 そんな笑顔を守りたいから〜富士火災の所得補償保険をおすすめします。 病気やケガで働けなくなったとき、あなたの毎月の所得を補償します。

所得補償保険とは

病気やケガによって働けなくなった場合に、あなたの毎月の所得を補償します。(基本補償) また、ケガによって死亡された場合には、所得補償保険金額の50倍または100倍をお支払いします。(傷害による死亡・後遺障害補償特約)

所得補償保険の7つの特長

ケガでも病気でも

ケガの場合だけでなく、病気による就業不能の場合も、あなた の所得を補償します。

つ いつでも、どこでも

日常生活はもとより仕事中や旅行、レジャー中にいたるまですべてこの保険の対象となります。もちろん国内、海外を問いません。

3 入院中も自宅療養中も

入院により働けない場合だけでなく、医師の治療を受け働けない場合も補償の対象となります。

/ 地震などによるケガも

天災危険補償特約がセットされていますので、地震・噴火・津波によるケガの場合も補償の対象となります。(天災危険補償特約をセットしない契約も可能です。)

┌ ご加入手続きは簡単です

ご加入に際しては、医師による診断は必要ありません。 (簡単な告知書を提出していただきます。)

6 保険金を毎月お受け取りいただくこともできます

ご希望により、保険金を毎月お支払いする制度がありますので、ご家族の生活費などに充てていただけます。

7 所得補償(基本補償)のみの契約もお引受できます

この場合、ケガによる死亡・後遺障害保険金は支払われ ません。

プラン例

50倍補償プラン

ケガによって死亡された場合は所得補償保険金額(月額)の50倍、後遺障害が残ったときは、その程度によって所得補償保険金額(月額)の2倍~50倍をお支払いするプランです。

50倍補償プラン

基本級別1級・傷害級別1級(てん補期間1年・補償されない期間7日・保険期間1年・天災危険補償特約セット)

セット区分		Α	В	С	D	E	F	G	Н
保険			0万円 10万円)	月額30万円 (年間360万円)		月額40万円 (年間480万円)		月額50万円 (年間600万円)	
金額	傷害による死亡・ 後遺障害補償特約	1,000 _{5円}		1,500 ₅₇₉		2,000 5H		2,500 ₅₇₉	
	ぶ契約 期間開始時の年齢	一時払	月 払	一時払	月 払	一時払	月 払	一時払	月払
	満20歳~24歳	32,840円	3,020円	49,260円	4,530円	65,680円	6,040円	82,100円	7,550円
	満25歳~29歳	35,100円	3,220円	52,650円	4,830円	70,200円	6,440円	87,750円	8,050円
保険料	満30歳~34歳	39,840円	3,660円	59,760円	5,490円	79,680円	7,320円	99,600円	9,150円
1木 火付	満35歳~39歳	45,960円	4,220円	68,940円	6,330円	91,920円	8,440円	114,900円	10,550円
	満40歳~44歳	53,640円	4,920円	80,460円	7,380円	107,280円	9,840円	134,100円	12,300円
	満45歳~49歳	61,160円	5,620円	91,740円	8,430円	122,320円	11,240円	152,900円	14,050円
	満50歳~54歳	68,500円	6,280円	102,750円	9,420円	137,000円	12,560円	171,250円	15,700円
	満55歳~59歳	72,180円	6,620円	108,270円	9,930円	144,360円	13,240円	180,450円	16,550円

- ●「てん補期間」および「補償されない期間」の定義については、次のページの※6、※7をご参照ください。
- ●この保険料は、会社経営者、医師、弁護士、教員、税理士、一般事務職、一般販売職などの方を対象としたものです。職業によって保険料が異なる場合があります。
- ●上記プラン以外の保険料は、別途、取扱代理店・営業社員までお問合せください。
- ●ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なり、被保険者の保険契約締結に対する同意が確認できない場合、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険金額は、他の 保険契約と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。

			保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い方法		
	基本補償	所得補償保険金	被保険者(保険の対象となる方)が、国内・海外を問わず、病気またはケガ(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能(**1)となった場合に、被保険者が被る所得(**2)の損失に対して保険金をお支払いします。	1回の就業不能について、次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 ただし、保険期間が1年を超える長期契約(長期所得補償保険)の場合には、保険金が総支払限度日数(*3)分まで支払われた時点で保険契約は終了します。 お支払いする保険金の額 = 保険金額(*4) x 就業不能期間(*5) (月額) x 就業不能期間(*5)		
	傷害による死亡・後遺障害補償特約	(イ) 傷害死亡	被保険者が、国内・海外で業務中・業務外(日常生活中)を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、そのケガがもとで事故の発生の日から180日以内に死亡した場合に、保険金をお支払いします。 (注)病気による死亡の場合は、保険金をお支払いできません。	保険証券記載の傷害による死亡・後遺障害保険金額を全額お支払いします。(※8)		
オプション(特約)		(□) 後遺障害	被保険者が、国内・海外で業務中・業務外(日常生活中)を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、そのケガがもとで事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。	後遺障害の程度によって保険証券記載の傷害による死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。(※9)		
	天災危険	この特約により「地震・噴火またはこれらによる津波およびこれらに付随して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故」で被ったケガについても保険金(所得補償保険金および*傷害による死亡・後遺障害保険金)をお支払いします。 *傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットした場合に限ります。				
	個人賠償 開貨約	日本国内において、被保険者が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。(※10)(※11)(※12)		1回の事故における損害賠償責任を負担することによる損害額に対して、保険金額を限度にお支払いします。		
	入院のみ		下能を入院のみに限定する特約です。 章害を被り、その治療のために入院している場合に、保険金をお支払 す。			
	家事従事者	家事従事者を被保険者とし、その被保険者が身体障害の治療のため入院し 家事従事者を被保険者とし、その被保険者が身体障害の治療のため入院し たことにより、就業不能(炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事で きない状態)となった場合に、保険金をお支払いします。		補償されない期間(※6)を超えて就業不能が継続している期間 1か月につき、保険金額(注)をお支払いします。 (注)10万円・12万円・15万円のうちから選択いただけます。		

特約をセットする場合のご注意

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。 ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)所得補償保険金(基本補償)

次のいずれかに該当する事由による就業不能

- ①保険始期(保険のご契約期間の開始日、継続契約の場合は最初の契約の保険始期)より 前に生じた身体障害
 - *正しく告知して契約いただいた場合であっても「上記」に該当する身体障害は保険金の 支払対象となりません。
 - *ただし、保険始期から2年経過後にはじめて開始した就業不能については保険金をお支 払いします。
- ②アルコール依存および薬物依存等の精神障害
- ③②以外の精神障害(うつ病、不眠症、無意識のストレスや不安等を原因とした身体症状等 を含みます。)、知的障害
- ④妊娠、出産、早産または流産
- ⑤無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中の事故によって生じたケガ
- ⑥故意または重大な過失によって生じた身体障害
- ⑦自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた身体障害
- ⑧地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ
- *天災危険補償特約をセットしない契約の場合
- ⑨むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

(2)傷害死亡•後遺障害保険金

- ①保険始期より前に発生した事故による死亡・後遺障害および事故の発生日から180日経 過後に生じた死亡・後遺障害
- ②上記(1)④~⑨による死亡・後遺障害
- ③脳疾患、病気、心神喪失による死亡・後遺障害

身体障害のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

※2. 所得とは

保険証券記載の業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得また

は雑所得の総収入金額から次の金額を控除したものをいいます。 ・就業不能により支出を免れる金額(通勤交通費等)

・就業不能の発生にかかわらず得られる収入(年金、利子、配当、不動産 賃料等) ※3.総支払限度日数とは

長期所得補償保険に設定される所得補償保険金の支払限度期間をいい、「て ん補期間」(下記※7)1年のご契約については365日、同2年のご契約につい ては730日となります。

※4.保険金額とは

契約時に設定いただいた基本契約の保険金額(月額)をいい、就業不能1か 月についての額とします。ただし、直近12か月の平均月間所得が保険金額(月 額)より小さい場合は、その平均月間所得となります。

※5. 就業不能期間とは

記※7)内の就業不能日数をいいます。

※6. 補償されない期間とは

ご契約時に設定いただいた一定の期間(例えば7日)をいい、就業不能になって からこの期間は保険金のお支払いの対象とはなりません。

所得補償保険金の支払限度期間としてご契約時に設定いただいた1年または 2年の期間をいい、「補償されない期間」(上記※6)の終了日の翌日から起算 します。

- ※8. すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、傷害による死亡・後遺障害 保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額を死亡保険金としてお支払 いします。
- ※9.2回以上後遺障害保険金をお支払いする場合は、保険期間を通して傷害に よる死亡・後遺障害保険金額がお支払い限度となります。
- ※10. 損害の発生または拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金を お支払いできる場合があります。
- ※11.この特約における被保険者の範囲は、ご本人のほか、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子となります。
- ※12.この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝、示談また は調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として弊社で

商品の仕組みおよび引受条件等

●商品の仕組み

この保険(所得補償保険)は、被保険者(保険の対象となる方)がケガまたは病気 (あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能(注)となった場合に保険 金をお支払いします。

(注) 就業不能とは、被保険者が身体障害により入院していること、または入院以 外で医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の業務に全く従事でき ない状態をいいます。

●保険期間(保険のご契約期間)

この保険の保険期間は原則として1年間でご設定ください。ただし、1年超の長 期契約も可能です。また、実際にご契約いただく保険期間については、申込書など にてご確認ください。

保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等により決定されます。また、実際に ご契約いただく保険料については、申込書などにてご確認ください。

保険料の払込方法

保険料の払込方法は、下表からお選びください。

主な払込方法	n±+/	分割払(注1)			
土は仏込万法	一時払	初回保険料	2回目以降		
□座振替	0	0	0		
直接集金	0	0	0		
クレジットカード払	Δ	Δ	×		

- △:選択できない場合があります。(注2) ×:選択できません。 ご選択できます。
- (注1) 分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。
- (注2) 特定の代理店・営業社員のみで取り扱っています。

満期返れい金・契約者配当金・無事故戻し返戻金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金・無事故戻し返戻金はありません。

解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、 解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に対して弊社の定 めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただく場合 があります。

ご契約にあたってのご注意

(1) 所得補償保険金額(基本補償)の設定方法

所得補償保険金額(基本補償)は、1か月あたりの休業補償額をいいます。保険 金額は、平均月間所得額の範囲内で、被保険者の加入される公的医療保険制 度による給付内容などをご勘案の上、下表を参考に設定ください。

被保険者の方が加入されて いる公的医療保険制度	平均月間所得額に対する 保険金額割合の例		
国民健康保険(個人事業主の方など)	70%以下		
健康保険 (給与所得者の方など)	健康保険に優先して勤 右記以外 務先企業から休業補償 50%以下 が行われる場合 40%以下		
共済組合(公務員の方など)	40%以下		

- (2) 保険料は、職業(職種)や年齢などで異なります。
- この保険は原則として、満15歳以上、満68歳以下の方がご加入対象となります。
- (4) ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の保険契約締結に対する同意が確認 できない場合、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険金額は、他の保険 契約と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。
- (5) ご契約にあたっては健康状態告知書をご提出いただきます。過去の傷病歴や 現在の健康状態、年齢などによりご契約をお引受けできない場合や弊社また は取扱代理店の提示する条件によりご契約いただく場合があります。また、健 康状態について告知をいただく前に「健康状態告知に関するご案内」をよくお 読みいただき、内容を十分にご理解いただいたうえでご回答ください。ご契約 の継続に際して保険金額の増額等をご希望の場合も同様のお取扱いとなり ます。

事故通知・保険金請求手続についてのご注意

- (1) 基本補償の対象となる就業不能期間が始まった場合は、30円以内に取扱代 理店・営業社員まで身体障害の状況や程度を書面でご通知願います。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされている場合、ケガをされたと きは、上記に準じてご通知願います。
- (3) 所得補償保険金のご請求にあたっては、原則として所得を証明する書類をご 提出いただきます。

「所得補償保険」にご加入いただきますと、下記のサービスをご利用できます。



- 1. 健康・医療・介護・育児電話相談サービス
- 2. メンタルヘルス電話相談サービス
- 3. 福祉・介護事業者案内サービス
- 4. ベビーシッター派遣業者案内サービス
- 5. 病院・老人福祉施設案内サービス
- 6. 人間ドッグ施設案内サービス
- ※ご利用の際は、ご契約後に別途ご案内する「ご契約のしおり」等に記載の電話番号にご連絡ください。
- ※上記のサービスは、業務提携先であるALSOKあんしんケアサポート㈱が提供します。
- ※上記のサービスは、弊社が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。また、サービス内容・品質について弊社が保証するものではありません。サービスのご利用はお客さまのご判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害が発生しても弊社は責任を負いかねます。 ※ご利用者の状況やご相談内容により、サービスを停止・制限させていただく場合があります。
- ※上記のサービスは、予告なく変更または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、一部の地域ではご利用いただけないサービスも

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災

0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平 日:午前9:00〜午後6:00 (年末年始を ●土日祝:午前9:00〜午後5:00 (除きます。)

事故の受付・ご相談は… 富士火災 電話番号はおかけ間違えのないように ご不満・ご要望のお申し出は・ 富士火災

セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 *携帯電話・PHSからもご利用になれます

お客さまの声室 0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平 日:午前9:00~午後7:00 ●平 (年末年始を除きます。)

お問い合わせは

弊社との間で問題を解決できない場合は・ 一般社団法人 日本損害保険協会 んぽADRセ 0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。 電話料金はお客さま負担となります

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。 ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

ています。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理代行を行います。 す。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社



VEGETABI E

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20 TEL.03-5400-6000(大代表) http://www.fujikasai.co.jp/